

保険医療機関名	かみいち総合病院
---------	----------

届出	施設基準等の名称
○	医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術に係る施設基準

院内掲示をする手術

令和7年1月1日～令和7年12月31日

・区分1に分類される手術

件数(歯科以外)

件数(歯科)

		件数(歯科以外)	件数(歯科)
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0	
イ	黄斑下手術等	0	
ウ	鼓室形成手術等	0	
エ	肺悪性腫瘍手術等	0	
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0	

・区分2に分類される手術

件数(歯科以外)

件数(歯科)

		件数(歯科以外)	件数(歯科)
ア	靭帯断裂形成手術等	2	
イ	水頭症手術等	0	
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	
エ	尿道形成手術等	0	
オ	角膜移植術	0	
カ	肝切除術等	0	
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	0	

・区分3に分類される手術

件数(歯科以外)

件数(歯科)

		件数(歯科以外)	件数(歯科)
ア	上顎骨形成術等	0	
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0	
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0	
エ	母指化手術等	0	
オ	内反足手術等	0	
カ	食道切除再建術等	0	
キ	同種死体腎移植術等	0	

件数(歯科以外)

件数(歯科)

・区分4に分類される手術の件数

34

・その他の区分に分類される手術

件数(歯科以外)

件数(歯科)

	件数(歯科以外)	件数(歯科)
人工関節置換術	87	
乳児外科施設基準対象手術	0	
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0	
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0	
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0	